

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

☎ 子育て推進課 (☎62-1061)

ひとり親世帯 ID 1010608

以下の①～③のいずれかに該当する人が対象となります。なお、**①に該当する人は申請不要**です。それ以外の人は申請が必要となります。

| | |
|---|---|
| ① | 令和4年4月分の児童扶養手当受給者 |
| ② | 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人 (公的年金等には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。) |
| ③ | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2年2月以降の家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準に減少している人※同居親族の収入も審査対象となります。 (例) 2人世帯(母+子1人)の場合 令和2年2月以降の任意の1カ月の収入を12倍した額が 365万円未満 |

ひとり親世帯以外 ID 1010749

以下の①養育要件のいずれかに該当し、かつ②所得要件のいずれかに該当する人が対象となります。なお、**①養育要件A～Cかつ②所得要件ア**に該当する人は**申請不要**です。それ以外の人は申請が必要となります。

| | |
|--------|---|
| ① 養育要件 | |
| A | 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者 |
| B | 令和4年5月分から令和5年3月分までのいずれかの月分の児童手当認定者・額改定者 |
| C | 令和4年5月分から令和5年3月分までのいずれかの月分の特別児童扶養手当認定者・額改定者 |
| D | 生年月日が平成16年4月2日から平成19年4月1日までの児童を養育している人 |
| ② 所得要件 | |
| ア | 令和4年度分の住民税均等割が非課税であること |
| イ | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変するなど、住民税均等割が非課税相当の水準に収入が減少していること (例) 4人世帯(夫婦+子2人)の場合 令和4年1月以降の任意の1カ月の収入を12倍した額が 232万7千円以下 |

共通事項

| | |
|-------|--|
| 申請方法 | 令和5年2月末までに、申請書(子育て推進課で配布・市HPでダウンロード可)と添付書類を郵送(〒448-8501 刈谷市役所)または直接、子育て推進課へ。 |
| 支給額 | 対象児童1人につき5万円 |
| 支給日など | ・申請不要の人への支払は、児童扶養手当などの指定口座へ6月27日から順次支給します。 ・申請が必要となる人は、申請書の提出からおよそ1～2カ月後に指定の口座に支給します。 |

◆注意事項

- 振込口座の解約・変更などにより給付金の支給ができなかった場合で、**令和5年2月末**までに口座変更の手続が行われなかった場合は、給付金が支給されません。
- ひとり親世帯への給付金とひとり親世帯以外への給付金を重複して受給することはできません。**
- DV被害により児童とともに避難している人へ給付金の支給をする場合、他方の配偶者へは給付金は支給されません。
- 本給付金の支給を受けた後に支給対象者に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた場合は、返還していただきます。



詐欺に注意してください

支給を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください。国・県・市などがATM(現金自動払機)の操作をお願いすることや、申請前に世帯構成や金融機関の口座番号などの個人情報を照会することなどはありません。